

認可外保育施設指導監督実施要領

昭和58年1月24日
福祉保健部指導監査・援護課
福祉保健部こども政策課

1 指導監督の目的

認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）（以下「法」という。）第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であつて第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの。（第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）以下同じ。）に対し、法第59条の規定に基づく措置の実施等を通して、当該認可外保育施設の設備及び運営等が、関係法令及び関係指導指針に適合しているか否かを個別的につまびらかにし、不適合施設に対しては、必要な是正措置を講ずることにより児童福祉の確保を期するものとする。

2 指導監督の対象

- (1) 4の(2)の立入調査及び4の(7)の情報提供は、原則として認可外保育施設設置届出書の届出対象施設とする。ただし、届出対象以外の施設についても、必要に応じ、立入調査及び情報提供を行う。
- (2) 4の(1)のアの運営状況報告は、全ての認可外保育施設を対象とする。

3 指導監督の実施主体

指導監督の実施主体（以下「指導監督機関」という。）は、指導監査・援護課及びこども政策課とする。指導監査・援護課は立入調査及びそれに係る指導を、こども政策課は、施設からの届出・報告等に関する事務及び長期滞在児童に係る対応を行うものとする。ただし、特に必要があると認める場合には、合同で指導監督を実施し、必要な指導・改善勧告等についても、指導監督機関で協議の上実施するものとする。

4 指導監督の方法

指導監督機関は、次の方法により認可外保育施設の設置状況を把握した上、かつ、立入調査等を実施して、所要の措置を講じるものとする。

(1) 報告書等の徴収

こども政策課は、次の方法により認可外保育施設の設置及び運営の状況を把握する。

- ア 認可外保育施設の毎年の運営状況について、認可外保育施設から認可外保育施設運営状況報告書（児童福祉法施行細則第23条関係に示す様式に準ずる）を徴し、把握するものとする。
- イ 年度中に新たに設置された認可外保育施設については、認可外保育施設設置届出書（児童福祉法施行細則第21条関係）を徴し、その状況を把握する。この場合、設置された同一年度内の上記アの規定の適用は、省略しても差し支えないものとする。

ウ 認可外保育施設に24時間かつ連続して5日以上入所している児童（以下「長期滞在児童」という。）がある旨の情報を得たときは、当該認可外保育施設に対し、長期滞在児童報告書（別記様式第1号）により随時報告を求めその状況を把握するものとする。

（2）立入調査等

指導監査・援護課は、報告の徴収結果を踏まえて立入調査対象施設を決定した上、次の方法により、認可外保育施設調査調書（別記様式第2号）に基づき、原則として年1回立入調査を実施し、所定の措置を講ずるものとする。但し、特別の事情がある場合には、書面調査によることができる。

ア 立入調査の事前準備

（ア）立入調査の実施に当たっては、調査班を編成し、児童福祉法について十分な知識と経験を有する職員2名以上をもって編成するものとする。

（イ）立入調査の実施に当たっては、調査の対象となる認可外保育施設に対し、その期日、調査員の氏名その他必要な事項について立入調査通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。なお、関係市町村に対しては、立入調査協力依頼書（別記様式第5号）により協力を求めるものとする。

イ 立入調査実施上の留意事項

（ア）立入調査は、公正かつ不偏に、また、懇切丁寧を旨とし、指導援助的態度で実施し、つとめて関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮すること。

（イ）立入調査では、4の(1)のア又はイにより報告された内容の確認を併せて行うものとする。

（ウ）立入調査の過程においては、直接の担当から事情聴取のみに終始することなく、責任者を中心に進めるように意を用い相互信頼を基礎として、十分意見の交換を行い、一方的判断を押しつけることのないよう留意すること。

（エ）指導又は回答は、明確に行い特に上司の指示を要する事項については、その指示を受けた後でなければ指導又は回答をしてはならないこと。

（オ）調査員は、立入調査に当たっては、常に身分を証明する証票を携帯すること。

ウ 立入調査終了後の措置

（ア）講評及び口頭指導

調査員は、立入調査終了後の講評を行うものとし、軽微な事項については、認可外保育施設の設置者又は、管理者に対し、口頭指示を行って差し支えないものとする。

（イ）立入調査の復命

調査員は、立入調査終了後速やかに復命書を作成し、かつ、これに調査吏員の所見及び現地における意見、要望等を付して、所属長に提出するものとする。

（ウ）立入調査の結果の指示及び確認

立入調査については、設置及び運営状況等を把握するとともに、綿密に検討して、その問題点を明らかにし、次の要領によりとるべき措置を具体的に決定し、認可外保育施設の設置者に対し指示する。

a 文書指導

立入調査の結果、改善又は移転勧告までにいたらないものは、立入調査結果通知書（別記様式第6号）により指示するものとし、認可外保育施設の設置者に対し、期限を付して改善状況報告書（別記様式第8号）の提出を求めるものとする。

b 証明書の交付

立入調査の結果、指導事項がなかった場合又は a の文書指導を受けて改善状況報告書を提出し改善が確認されたときは、認可外保育施設の設置者に対し、指導監督基準を満たす旨の証明書（別記様式第 9 号。以下「証明書」という。）を交付するものとする。

また、証明書の交付を受けた者が、その後の立入調査等により、証明書交付の要件を満たさなくなると認められるときは、当該証明書を返還させる。

なお、証明書の有効期間は、これを交付した日から、その返還を求めたときまでとする。

c 改善又は移転勧告を要する場合

建物の構造等に重大な欠陥のあるもの及び建物の構造からみて改善することが不可能と思われる認可外保育施設については、こども政策課へ報告を行い、対応について協議する。

d 長期滞在児童を確認した場合

認可外施設の設置者に 4 の(1)のウのこども政策課への報告を求め、かつこども政策課へ報告を行う。

エ 書面調査

(ア) 書面調査の実施に当たっては、調査の対象となる認可外保育施設に対し、その期日、その他必要な事項について書面調査通知書（別記様式第 4 号）により通知するものとする。

(イ) 書面調査は、公正かつ不偏に、つとめて関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮すること。

(ウ) 書面調査は、認可外保育施設調査調書（別記様式第 2 号）により実施する。

(エ) 書面調査の結果の指示及び確認について、設置及び運営状況等を把握するとともに、綿密に検討して、その問題点を明らかにし、次の要領によりとるべき措置を具体的に決定し、認可外保育施設の設置者に対し指示する。

a 文書指導

書面調査の結果、改善又は移転勧告までにいたらないものは、書面調査結果通知書（別記様式第 7 号）により指示するものとし、認可外保育施設の設置者に対し、期限を付して改善状況報告書（別記様式第 8 号）の提出を求めるものとする。

b 長期滞在児童を確認した場合

認可外施設の設置者に 4 の(1)のウのこども政策課への報告を求め、かつこども政策課へ報告を行う。

c 立入調査が必要な場合

書面調査の結果、立入調査を実施する必要がある場合は、特別の事情がなくなった以降、速やかに立入調査を実施する。

オ 集団指導

法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、立入調査に代えて、事業所長又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年 1 回以上行うこととする。ただし、この場合でも苦情等の内容が深刻であるとき等、必要と判断する場合には立入調査を行うこととする。

また、法第 6 条の 3 第 9 項に規定する業務を目的とする施設又は同条第 12 項に規定する業務を目的とする施設（1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下のものに限る。）に対する立入調査について、年 1 回以上行うことが困難である場合、立入調

査に代えて、当該施設の長又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を行うこととする。ただし、苦情等の内容が深刻であるとき等、必要と判断する場合には、当該施設に立入調査を行うこととする。

(3) 改善又は移転勧告

指導監督機関は、4の(2)のウの(ウ)のcにおける協議を実施した場合は、当該認可外保育施設に対しては、放置すれば事業停止又は施設閉鎖の対象となることを示した上、改善又は移転に要する期間を考慮し、相当の猶予を付し、行政指導として改善移転勧告書(別記様式第10号)で改善又は、移転勧告を行うものとする。

(4) 改善措置の確認

指導監督機関は、4の(3)の改善又は移転勧告を行った認可外保育施設については、事後適切な時期に立入調査を実施し、改善措置の状況を確認するものとする。ただし、当該認可外保育施設について適切な時期に立入調査を実施できない場合は、文書により改善措置の状況を確認するものとする。

(5) 事業停止又は施設閉鎖命令

以下のいずれかに該当する場合は、弁明の機会を付与し、児童福祉審議会の意見を聴き、事業停止又は施設閉鎖を命ずることとする。

- ア 改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき
- イ 改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるとき
- ウ 当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるとき

(6) こども政策課への報告

指導監査・援護課は、認可外保育施設調査調書、立入調査結果通知書、書面調査結果通知書及び改善状況報告書の確認事項並びに証明書の交付状況をこども政策課へ提出するものとする。

(7) 情報提供

ア こども政策課による情報提供

こども政策課は、(6)により提出された内容等及びこども政策課で確認した内容等を整理した上、市町村(宮崎市を除く)に関係資料を送付するとともに、インターネット等により一般の閲覧に供するものとする。

イ 指導監査・援護課による情報提供

4の(7)のアによりこども政策課から送付された情報を一般の閲覧に供するものとする。

(8) その他

ア 記録の整備

指導監督機関は、認可外保育施設ごとに、その実態、指導監督の内容等について、必要な記録を整備するものとする。

イ 長期滞在児童についての措置

こども政策課は、4の(1)のウの報告の徴収及び4の(2)のウの(ウ)のdの報告を受け、長期滞在児童を確認した場合には、「ベビーホテル問題に対応するため乳児院の活用等について及び乳児院における短期入所措置について(昭和56年5月21日付け宮崎県福祉生活部長通知)」に基づき所要の措置を講ずるものとする。

ウ 協議

指導監督機関は、この要領に規定する指導監督を適正に実施するため、必要に応じ随時、協議を行うものとする。

附 則

この要領は昭和57年無認可保育施設の指導監督から適用する。

附 則

この要領は昭和61年度無認可保育施設の指導監督から適用する。

附 則

この要領は昭和62年度無認可保育施設の指導監督から適用する。

附 則

この要領は平成15年度認可外保育施設の指導監督から適用する。

附 則

この要領は平成17年度認可外保育施設の指導監督から適用する。

附 則

この要領は平成20年度認可外保育施設の指導監督から適用する。

附 則

この要領は平成23年度認可外保育施設の指導監督から適用する。

附 則

この要領は平成25年度認可外保育施設の指導監督から適用する。

附 則

この要領は平成29年度認可外保育施設の指導監督から適用する。

附 則

この要領は平成30年度認可外保育施設の指導監督から適用する。

附 則

この要領は令和元年度認可外保育施設の指導監督から適用する。

附 則

この要領は令和2年度認可外保育施設の指導監督から適用する。

附 則

この要領は令和2年10月1日の指導監督から適用する。

附 則

この要領は令和3年5月1日の指導監督から適用する。

附 則

この要領は令和4年1月21日の指導監督から適用する。

附 則

この要領は令和5年4月1日の指導監督から適用する。